

大垣市家庭教育支援スタッフ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体による家庭教育支援の必要性を踏まえ、市における家庭教育を推進するため、大垣市家庭教育支援スタッフ（以下「スタッフ」という。）を設置することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 スタッフは、次に掲げる事項のいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものとする。

- (1) 岐阜県家庭教育支援条例の周知を行い、家庭教育に関する講演会や研修会に積極的に参加する。
- (2) 子育て講座における、子育てサロンに参加する。
- (3) 各学校及び各園で実施される子育てサロン型家庭教育学級に参加し、進行の補助、情報提供等を行う。
- (4) 家庭教育相談室等の家庭教育に関する相談窓口の周知を行う。
- (5) 子育て講座、家庭教育学級等で、被支援者の発見を行い、必要に応じて相談をうけ、関係機関を紹介する等の活動を行う。
- (6) 地域とのつながりが希薄な家庭等に対して、関係機関と連携して関わりを持ち、学びの場や地域社会への参加を促す。
- (7) 子育てサロンの進行方法を提供する。
- (8) 家庭教育支援プログラムを改善し活用を促す。
- (9) 前各号の取り組みのためスタッフの日常的な交流の場に参加する。

(委嘱)

第3条 スタッフは、家庭教育支援スタッフ養成講座（スタートアップ講座、スキルアップ講座）の修了者又は家庭教育に係る知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 スタッフの任期は1年とする。

2 スタッフは再任することができる。

(守秘義務)

第5条 スタッフは、活動上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(研修)

第6条 スタッフは、活動を円滑に行うため、フォローアップ講座を受けるものとする。

(身分の証明)

第7条 スタッフは、活動中、教育委員会が発行する大垣市家庭教育支援スタッフ員証を常に携帯しなければならない。

(庶務)

第8条 スタッフに関わる庶務は、社会教育スポーツ課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。